

事務事業名		介護予防ケアプラン作成事業			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度事業期間	平成 28 年度から年度まで
所属部門	保健福祉課 在宅支援係			課長名	有澤 勝昭			担当者名内線番号	塚田 直子 (575)	内線 (575)
総合計画体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり			会計区分	款	項	目	予算上の事業名	
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実			予算科目	介護特別	3	1	2	介護予防ケアプラン作成事業
	施策名	高齢者福祉の充実								

法令根拠

介護保険法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

町が中心となって行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業とする)のみを利用する方に対して介護予防サービス計画書を作成する。(※)介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービス・訪問型サービス・住民型サービス)

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

①総合事業対象者(要支援認定者および基本チェックリスト該当者)

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

自立に向けた介護予防サービス計画書の作成を通して、心身機能の維持・向上を図る。総合事業を利用する人を増やす。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

地域住民の健康および生活の安定に繋がる。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称	単 位
① 通所型サービス数	箇所
② 訪問型サービス数	箇所
③ 住民型サービス数	箇所

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称	単 位
① 総合事業対象者数	人
②	
③	

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称	単 位
① 介護予防サービス計画書作成延べ人数	人
②	
③	

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称	単 位
① 福祉サービスに満足している高齢者の割合	%
②	
③	

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (年度から) 無

内 訳		単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (予算)	30年度 (目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	32年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円		3,628,934	3,972,000	3,874,000			
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円		3,873,777	4,218,000	4,186,000			
	一般財源	円		2,062,173	2,225,000	2,273,000			
	事業費計(A)	円	0	9,564,884	10,415,000	10,333,000			
	正職員従事人数	人		4	4				
	人工数(業務量)	年間		1,0247					
人 件 費	人件費計(B)	円	0	8,443,320					
	トータルコスト(A)+(B)	円	0	18,008,204	10,415,000	10,333,000			
活動指標	(1) 箇所		—	7	7	7			
	(2) 箇所		—	7	7	7			
	(3) 箇所		—	1	1	1			
対象指標	(1) 人		—	50	56	62			
	(2)								
	(3)								
成果指標	(1) 人		—	307	667	720			
	(2)								
	(3)								
上位成果指標	(1) %		—	46.2	60	60			
	(2)								
	(3)								

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

介護保険法改正により、要支援者が利用する予防給付のうち、訪問介護・通所介護を町が中心となって行う総合事業に移行するととなった。平成28年3月から総合事業を利用する方のための介護予防サービス計画書を作成するために本事業を実施した。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)
要支援者における総合事業への移行に関しては、平成28年度に介護認定有効期限満了のタイミングで1年かけて円滑に移行し平成29年3月に完了した。高齢化に伴い支援の必要な高齢者が増加していくことが予測されるが、自立支援・介護予防・重症化予防の視点を持ち、個々の高齢者の選択に寄り添い、自立に向けた多様な社会資源を活用しながら対応していくことが求められる。

事務事業名	介護予防ケアプラン作成事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望		<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】 <input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない		
この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか		※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記		
評価の部(See) → 28年度実績からみた評価				
目的妥当性評価	1.町の関与の必要性 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 地域包括支援センターが介護予防サービス計画書を作成することとされている。地域包括支援センターは、市町村が責任主体として直接実施することが望ましいとされている。		
	2.対象と意図の拡大・縮小余地 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 <input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】 対象および意図は法により定められており、拡大・縮小するべきものではない。		
有効性評価	3.成果の向上余地 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 <input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】		
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 <input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】 地域包括支援センターは、市町村が責任主体として直接設置し、設置が1箇所のみであるため、廃止・休止により介護予防サービス計画書の作成ができなくなる。他に類似事業はない。		
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 <input type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】		
	6.受益と負担の適正化余地 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 負担は法が定めるものであり適正である。		

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(29年度以降)の計画

1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性																		
29年度の取組	<input type="checkbox"/> 現状維持 ①総合事業サービスを利用する方の介護予防サービス計画書を地域包括支援センターが作成する。 (平成28年度に総合事業移行は完了した。)基本チェックリストを活用しながら対象者の選定を行っていく。 ②従来から担当している方の介護予防サービス計画書作成は、居宅介護支援事業所へ委託。 ③国からの通知や法改正などに応じて、各事業所や利用者に説明および情報交換を行っていく。																		
	<input type="checkbox"/> コスト <table border="1"> <tr> <th></th> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th>向上</th> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				削減	維持	増加	向上	○			維持				低下			
		削減	維持	増加															
向上	○																		
維持																			
低下																			
事業は継続。従来から担当している利用者は、引き続き居宅介護支援事業所に介護予防サービス計画書の作成を委託する。 介護予防サービス計画書作成精度の向上については、介護支援専門員支援事業でしていく。																			
30年度以降の取組																			

※町民等の意見・要望に対する検討結果

平成 29 年度

**事務事業マネジメントシート
(簡易シート)**

作成日 平成 29 年 4 月 3 日

事務事業名		介護保険認定調査事業		事務事業の性格	毎年繰返事業	開始年度事業期間	平成 28 年度から年度まで
所属部門	保健福祉課	在宅支援係	課長名	有澤 勝昭	担当者名	高谷 真理子	内線(557)
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり	根拠 法令	介護保険法			
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実					
	施策名	高齢者福祉の充実					
簡易シートを選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業		<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務				

〔事業の概要〕

平成12年の介護保険制度の開始以降、要介護・要支援認定の一次判定を目的に、認定調査員による認定調査を実施している。一次判定の精度を維持し、円滑な認定調査及び支援につながるように次のとおり実施している。

- ①認定調査は北海道が行う、認定調査員研修を受講した町職員及び臨時職員が実施する。
- ②調査結果は在宅支援係職員による調査概況及び各項目の再確認を経て、介護保険係に提出するものとしている。
- ③終末期や迅速な対応が求められるケースについては、介護保険係と情報共有しながら早期の判定を調整している。

(認定調査に関わる臨時職員の賃金・社会保険料については、介護保険係所管事業として予算計上している。)

〔改革・改善案の概要〕

改革・改善実施の方向性

業務改善

高齢者の生活背景や制度の改定などにより、相談の入り口となる認定調査事務の円滑な実施が求められている。認定調査の機会を活用し、ケースの情報収集や早期のアセスメントや介入を行い、安心して制度の活動が図られるよう調整ていきたい。

また、認定調査の精度維持について、継続した取り組みを行っていくと同時に、調査に至る事務について効率的に実施できるように見直しを行っていきたい。

内訳		単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (予算)
事業費 投入量	国・道支出金	円	0	0	0
	地方債	円	0	0	0
	その他(使用料等)	円	0	0	0
	一般財源	円	0	0	0
	事業費計(A)	円	0	0	0
人件費 投入量	正職員従事人数	人	4	4	4
	人工数(業務量)	年間	0.2637	0.2684	
	人件費計(B)	円	2,142,077	2,211,501	
	トータルコスト(A)+(B)	円	2,142,077	2,211,501	0

平成 29 年度

**事務事業マネジメントシート
(簡易シート)**

作成日 平成 29 年 4 月 3 日

事務事業名		介護保険福祉用具・住宅改修理由書作成事務		事務事業の性格	毎年繰返事業	開始年度 事業期間	平成 7 年度から 年度まで
所属 部門	保健福祉課		在宅支援係	課長名	有澤 勝昭	担当者名	高谷 真理子 (557)
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり		根拠 法令	介護保険法		
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実					
	施策名	高齢者福祉の充実					
簡易シートを選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業		<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務				

〔事業の概要〕

担当ケアマネジャーのいない要支援・要介護認定者が、福祉用具購入及び住宅改修費の給付申請を行う際に、地域包括支援センター職員がそれぞれの健康状態・生活状況を確認の上、必要性をアセスメントし理由書を作成している。対象者に合わせて適切な福祉用具を選定、あるいは住宅改修方法を検討する事で、対象者の自立支援・安全性の確保・動作の容易性・介護者の負担軽減などを図るもの。

〔改革・改善案の概要〕

改革・改善実施の方向性

業務改善

対象となる高齢者の増加や、制度の普及啓発の効果により、福祉用具購入及び住宅改修費の給付申請に係る理由書作成事務は増加傾向にある。事務の効率化を図るために業務改善に努めると同時に、退院後の生活を見通した生活環境の整備を目的に、理学療法士等医療機関との連携推進も積極的に実施していきたい。

内訳		単位	27年度 (実績)		28年度 (実績)	29年度 (予算)
事業費 投入量	国・道支出金	円	0	0	0	0
	地方債	円	0	0	0	0
	その他(使用料等)	円	0	0	0	0
	一般財源	円	0	0	0	0
	事業費計(A)	円	0	0	0	0
人件費 投入量	正職員従事人数	人	4	4	4	4
	人工数(業務量)	年間	0.0342	0.1050		
	人件費計(B)	円	277,812	865,155		
	トータルコスト(A)+(B)	円	277,812	865,155		0

事務事業名		権利擁護事業		事務事業の性格	毎年繰返事業		開始年度事業期間	平成 16 年度から年度まで
所属部門	保健福祉課 在宅支援係		課長名	有澤勝昭		担当者名内線番号	赤坂貴明 内線(557)	
総合計画体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり		予算科目	会計区分	款	項	目
	政策名	人々が尊重しあう地域社会の実現			介護特別	3	3	1 権利擁護事業
	施策名	互いに認め合う地域社会の形成			介護特別	3	3	2 権利擁護事業

法令根拠 介護保険法、老人福祉法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

認知症や支援者の不在等の困難を抱える高齢者が、その尊厳を守られながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、専門的・継続的な視点からあらゆる権利侵害や生活上の不利益から擁護するための施策を実施する。成年後見制度の利用支援や高齢者虐待への対応。地域で支え合う高齢者福祉の実現を目指して、関係機関とのネットワーク構築や消費者被害などの権利侵害の未然防止に取り組む。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

判断能力の低下により、生活の中で不利益を被るおそれのある人や、高齢者虐待防止法に記載されている「高齢者」「養護者」「養介護施設従事者」を対象とする。また、高齢者町民の生活を支え、守る観点から必要と思われる関係機関、普及啓発や制度に関する問い合わせにおいては、高齢者全般、広くは町民全体を対象としている。

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

高齢者がターゲットとなった虐待や消費者被害、財産上の不当取引などを未然に防ぐことができる。成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、経済的な問題などで利用することが困難な高齢者を支援することができる。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

誰もが、かけがえのない人間として尊重される、差別のない明るく住みやすい社会を作ることができる。高齢者が安心して生活していくことができるよう、地域・関係団体・企業・医療機関・介護事業所・行政機関などが連携を強化し、あらゆる権利侵害や生活上の不利益から擁護していく仕組みと地域の見守りがある町づくりをすることができる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称	単 位
① 権利擁護関連相談・通報件数(実人数)	人
②	
③	

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称	単 位
① 65歳以上の高齢者数	人
②	
③	

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称	単 位
① 高齢者虐待に関する支援者数	人
② 成年後見制度報酬助成対象者数	人
③	

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称	単 位
① 人権が尊重されていると思う町民の割合	%
②	
③	

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

有 (年度から)

無

内 訳		単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (予算)	30年度 (目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	32年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円	15,151	130,500	434,000	434,000			
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円	11,032	43,500	144,000	144,000			
	一般財源	円	5,699	49,078	164,000	164,000			
	事業費計(A)	円	31,882	223,078	742,000	742,000			
	正職員従事人数	人	4	4	4				
	人工数(業務量)	年間	0.3211	0.3304					
	人件費計(B)	円	2,608,347	2,722,355					
トータルコスト(A)+(B)		円	2,640,229	2,945,433	742,000	742,000			
活動指標		(1) 人	41	36	40	40			
		(2)	2						
		(3)							
対象指標		(1) 人	5,105	5,243	5,450	5,450			
		(2)							
		(3)							
成果指標		(1) 人	5	7	10	10			
		(2) 人	1	2	4	4			
		(3)							
上位成果指標		(1) %	49	52	55	55			
		(2)							
		(3)							

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

平成15年当初、認知症を有する独居高齢者が訪問販売被害に遭いそうになったなどの情報があり、その際支援親族が不在。そのため、必要時の町長による成年後見制度申立を可能とするための体制づくりとしてスタート。平成18年、介護保険法に伴い、高齢者に対する権利擁護事業を必須事業化。成年後見制度利用支援事業を任意事業とした。その後市民後見推進事業が開始され、一般会計に成年後見推進事業を計上。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)
「高齢者虐待防止法」の施行や地域包括支援センターの開設を受け、平成19年度より高齢者虐待の防止など権利侵害への対応も含めた総合的な「権利擁護事業」として取り組んでいる。芽室町社会福祉協議会に成年後見支援センターを立ちあげ、成年後見制度に関する相談が増えているが、経済的な問題などで利用することが困難な高齢者もおり、助成の制度を設けることで、適切なサービス利用が可能となっている。近年、親族と音信不通であったり、身寄りがない高齢者についての緊急連絡先や医療同意に関する相談が増えている。成年後見制度にとどまらない、総合的な権利擁護支援体制の構築が必要となってくる。

事務事業名	権利擁護事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 28年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】 平成18年4月に介護保険法が改正され、地域支援事業創設に伴い、高齢者に対する虐待防止等の「権利擁護事業」を必須事業化。成年後見制度利用支援事業を任意事業とした。高齢者虐待防止法も施行され、体制整備に関して地方公共団体の責務が規定されている。平成23年には、老人福祉法第32条の2に「後見等に関する体制の整備等」が新設され、町の努力義務とされている。
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】 権利擁護に関する支援を必要とする高齢者すべてが対象であり、縮小することはできない。
有効性評価	3.成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】 町長による成年後見制度の申立や、高齢者虐待発生時の分離・保護など、費用を伴う対応を迅速に行うことができなくなる。また、権利侵害の早期発見・未然防止への組織的な取り組みも滞る。対象者及び根拠法令が異なるため、障がい福祉係の権利擁護に関する事業との統合は適当ではない。
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】 予算計上している事業費のほとんどは、成年後見制度に係る費用助成や、高齢者虐待に伴う一時保護費のための費用といった権利擁護支援が必要な事例を想定したものであり、支援対象者の人数や状況に決済額や人工数は大きく変動するが、削減を方針とできるものではない。
	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】 相談・支援業務については、法で定められる機能として、受益者負担を求めるとはなじまない。ただし、町長による成年後見審判請求を行った際に、それに係る費用について本人または関係者が負担すべき事情があると判断した場合には、経済状況を踏まえて助成の要否を決定することとしている。

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(29年度以降)の計画

年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性			
		業務改善		コスト	
29年度の取組	①将来支援者不在が心配される高齢者について、本人が元気なうちから将来の生活場所や医療行為の希望、万が一の際の連絡先などを確認しておくことが大切な備えであり、『エンディングノート』の機能を持たせた情報共有ファイルを作成して普及・活用を図る。 ※在宅医療・介護連携推進事業と連携し実施。予算は前述の事業で計上。 ②高齢者虐待への適切な対応を行うために、マニュアルの整備を行う。職員の資質向上のため、北海道虐待防止推進研修会に参加する。 ③芽室交番および芽室町消費者協会と定例で情報交換会(おもいやり連携会議)を開催し、虐待や消費者被害などの権利侵害の未然防止に取り組んでいく。	削減	維持	増加	
30年度以降の取組	今後も認知症高齢者や身寄りのない高齢者の増加から、成年後見制度を必要とする方の増加が見込まれる。経済的な問題等で利用することができ困難な高齢者などを支援するため、報酬助成対象の見直しを視野に入れ取り組んでいく。 また、虐待や消費者被害の権利侵害の未然防止に努めるため、講演会の開催など企画、調整を行っていく。 事業の専門性維持に関わり、担当職員の研修機会を継続していく。	向上	○		
		維持			
		低下			

※町民等の意見・要望に対する検討結果

平成 29 年度

**事務事業マネジメントシート
(簡易シート)**

作成日 平成 29 年 4 月 3 日

事務事業名		ケース会議運営事業		事務事業の性格	毎年繰返事業	開始年度事業期間	平成 6 年度から年度まで
所属部門	保健福祉課	在宅支援係	課長名	有澤 勝昭	担当者名	高谷 真理子	内線(557)
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり	根拠 法令	介護保険法			
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実					
	施策名	高齢者福祉の充実					
簡易シートを選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業			<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			

〔事業の概要〕

地域包括支援センター職員が中心となり、医療との連携が必要なケースについて、医療の専門職(医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・看護師等)とタイムリーに検討の場や相談機会を設けている。医療関係者と直接支援の方向性や情報共有を図ることで、すみやかな課題解決と自立に向けた支援が可能になっている。医療機関の在院日数が短くなっていることなどから、迅速かつ適切な支援や、早期の介入が必要になっており、医療と介護の連携強化が急務となっている。

〔改革・改善案の概要〕

改革・改善実施の方向性

統廃合

事業の目的や対象、手段等が同様と判断されるため、平成29年度新規事業である「在宅医療・介護連携推進事業」と統廃合する。

内訳		単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (予算)
事業費 投入量	国・道支出金	円	0	0	
	地方債	円	0	0	
	その他(使用料等)	円	0	0	
	一般財源	円	0	0	
	事業費計(A)	円	0	0	0
人件費 投入量	正職員従事人数	人	4	4	
	人工数(業務量)	年間	0.0489	0.0733	
	人件費計(B)	円	397,223	603,961	
	トータルコスト(A)+(B)	円	397,223	603,961	0

平成 29 年度

**事務事業マネジメントシート
(簡易シート)**

作成日 平成 29 年 4 月 3 日

事務事業名		各種イベント救護派遣事務		事務事業の性格	毎年繰返事業	開始年度 事業期間	昭和 不明	年度から 年度まで
所属 部門	保健福祉課	在宅支援係		課長名	有澤 勝昭	担当者名	高谷 真理子	内線 (557)
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり	根拠 法令	-				
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実						
	施策名	高齢者福祉の充実						
簡易シートを選択した理由	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴わない事業 <input type="checkbox"/> 計上予算が負担金、繰出金のみの事業		<input type="checkbox"/> 政策体系に結びつかない事業 <input type="checkbox"/> 法定受託事務					

〔事業の概要〕

各種運動等のイベント・高齢者の生涯学習事業等の開催時に、主催者の依頼に応じて保健師などの専門職を派遣し、主に救護業務を行っている。参加される対象者の年齢層や各係の業務スケジュールなどを考慮し、保健師を中心派遺の調整や使用する薬品類の管理を行っている。

(薬品の追加購入等必要な経費は、主催者側に負担していただいている。)

〔改革・改善案の概要〕

改革・改善実施の方向性

現状維持

各種イベントに参加している町民の皆様に、健康管理を担当する保健師などの相談窓口周知機会の一助となっているが、実際に求められる役割としての救急時の対応については、臨床経験のない職員が多いこと等主催者側にお伝えし、理解を求めていく必要がある。

長期的な検討課題として、臨床経験の豊かな看護職員の活用も視野に入れていくことが必要である。

内訳		単位	27年度 (実績)		28年度 (実績)	29年度 (予算)
事業費 投入量	国・道支出金	円	0	0	0	0
	地方債	円	0	0	0	0
	その他(使用料等)	円	0	0	0	0
	一般財源	円	0	0	0	0
	事業費計(A)	円	0	0	0	0
人件費 人件費	正職員従事人数	人	4	4	4	4
	人工数(業務量)	年間	0.0188	0.0085		
	人件費計(B)	円	152,715	70,036		
	トータルコスト(A)+(B)	円	152,715	70,036		0

事務事業名		地域包括支援センター運営支援事業			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度事業期間	平成 19 年度から年度まで												
所属部門	保健福祉課 在宅支援係			課長名	有澤 勝昭			担当者名内線番号	塚田 直子 内線(575)													
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり			予算 科目	会計区分	款	項	目	予算上の事業名												
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実				一般	3	1	5	地域包括支援センター運営支援事業												
	施策名	高齢者福祉の充実																				
法令根拠		介護保険法																				
現状把握の部(Do) → 現在やっていること																						
◇事務事業の目的と効果																						
1.手段(事業の概要) ①介護予防支援業務(予防給付を伴う要支援認定者の介護予防サービス計画所作成)、②総合相談事業、③権利擁護事業、④包括的継続的ケアマネジメント業務(介護支援専門員支援)を行っている。そのうち、当事業では①介護予防支援業務を行い、②③④に関しては各事業毎にマネジメントシートを作成している。また、地域包括支援センター運営に係る業務を行っている。																						
2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など) 芽室町民全體。(町内居住の介護保険被保険者およびその家族)																						
3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか) 自立に向けた介護予防サービス支援計画の作成等を通して、高齢者の心身機能の維持・向上、在宅生活における自立生活の継続を目指す。																						
4.結果(どんな結果に結び付けるのか) 地域住民の健康および生活の安定に繋がる。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる。																						
5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>地域包括支援センター設置数</td> <td>箇所</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											名 称		単 位	①	地域包括支援センター設置数	箇所	②			③		
名 称		単 位																				
①	地域包括支援センター設置数	箇所																				
②																						
③																						
6.対象指標(対象の大きさを表す指標)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>芽室町民</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											名 称		単 位	①	芽室町民	人	②		人	③		
名 称		単 位																				
①	芽室町民	人																				
②		人																				
③																						
7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>介護予防サービス計画作成延べ人数</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											名 称		単 位	①	介護予防サービス計画作成延べ人数	人	②			③		
名 称		単 位																				
①	介護予防サービス計画作成延べ人数	人																				
②																						
③																						
8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>福祉サービスに満足している高齢者の割合</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>											名 称		単 位	①	福祉サービスに満足している高齢者の割合	%	②			③		
名 称		単 位																				
①	福祉サービスに満足している高齢者の割合	%																				
②																						
③																						
◇総事業費・指標等の推移 → 事務事業及び各指標の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (29年度から) <input type="checkbox"/> 無																						
内 訳		単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (予算)	30年度 (目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	32年度 (目標)													
投入量	国・道支出金	円	2,419,000																			
	地方債	円																				
	その他(使用料等)	円	7,411,080	6,074,519	5,890,000	5,890,000																
	一般財源	円	2,509,431	△ 1,570,166	△ 1,627,000	△ 1,627,000																
	事業費計(A)	円	12,339,511	4,504,353	4,263,000	4,263,000																
	人件費	正職員従事人数	人	4	4	4																
		人工数(業務量)	年間	2,1054	1,1491																	
	人件費計(B)	円	17,102,501	9,468,010																		
	トータルコスト(A)+(B)	円	29,442,012	13,972,363	4,263,000	4,263,000																
活動指標		(1) 箇所	1	1	1	1																
		(2)																				
		(3)																				
対象指標		(1) 人	18,950	18,809	18,809	18,809																
		(2)																				
		(3)																				
成果指標		(1) 人	1,696	1,309	1,309	1,309																
		(2)																				
		(3)																				
上位成果指標		(1) %	65.2	46.2	60.0	60.0																
		(2)																				
		(3)																				
◇事務事業の環境変化																						
1.この事務事業を開始した背景 平成18年4月の介護保険法改正に伴い、介護保険の保険者である市町村に対し、介護予防支援業務(要支援者の介護予防サービス計画書作成)、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業、権利擁護事業および包括的継続的ケアマネジメント事業を主機能とする地域包括支援センターの設置が義務付けられた。芽室町においては、平成19年4月1日に町直営で開業している。					2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか) 地域包括支援センター業務のうち、介護予防支援業務を行っている。高齢化の深刻化、独居、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加、生活課題の多様化などニーズが変化する中で、相談対応の充実を図り対応していく。介護保険法の改正に伴い、通所介護と訪問介護サービス利用者については町が行う介護予防・日常生活支援総合事業に平成28年3月から円滑に移行し、平成29年3月に全て移行を終えている。																	

事務事業名	地域包括支援センター運営支援事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望		<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】 <input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない		
この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか		※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記		

評価の部(See) → 28年度実績からみた評価			
目的妥当性評価	1.町の関与の必要性 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 地域包括支援センター設置・運営は、介護保険法において市町村の役割とされている。	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】
	2.対象と意図の拡大・縮小余地 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 地域包括支援センターの対象・意図は介護保険法に定められており、対象・意図を拡大・縮小することは困難である。	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】
有効性評価	3.成果の向上余地 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 上記1と同様に、センターの設置が市町村の義務であり、廃止・休止は困難である。統廃合を行うべき事業ではない。	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】	<input type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】
	6.受益と負担の適正化余地 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 受益、負担は法によるもので適正である。また受益・負担を求める性質ではない事業を多く含む。	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(29年度以降)の計画				
29年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)		改革・改善実施の方向性	
	①介護予防支援業務→介護予防サービス計画書作成のうち、予防給付対象外の介護予防・日常生活支援総合事業利用者に関しては、「介護予防ケアプラン作成事業」で実施している。 ②総合相談事業→一元的な相談窓口は高齢者相談係が中心として行い、要支援・要介護者の相談に対応する。 ③権利擁護事業→平成28年度から「成年後見推進事業」として実施している。 ④包括的継続的ケアマネジメント支援業務→介護支援専門員の支援や学習会など関係機関との連携等は「介護支援専門員支援事業」として実施している。 上記以外の、介護予防給付を伴うケアプラン作成業務と地域包括支援センター全体の運営に関わる車両管理やシステム管理に関する業務を当事業で実施する。		改革・改善実施の方向性 目的絞込 2.改革・改善による期待成果	
30年度以降の取組	地域包括支援センターの運営を行う上で、高齢化の深刻化に伴う社会背景の変化など様々な課題に対し、全体的に対応できるよう役割を担っていく。			
	改革・改善実施の方向性 目的絞込 2.改革・改善による期待成果			
※町民等の意見・要望に対する検討結果				

事務事業名		介護支援専門員支援事業			事務事業の性格	毎年繰返事業			開始年度事業期間	平成 28	年度から年度まで
所属部門	保健福祉課 在宅支援係			課長名	有澤 勝昭			担当者名内線番号	高谷 真理子 (557)	内線	
総合計画体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり			会計区分	款	項	目	予算上の事業名		
	政策名	健やかな暮らしと自立を支える福祉の充実			予算科目	介護特別	3	3	1	介護支援専門員支援事業	
	施策名	高齢者福祉の充実									

法令根拠 介護保険法

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

要介護・要支援認定を受けた町民の支援を行う介護支援専門員(ケアマネジャー)等の資質向上のため、研修や情報共有の機会を提供する。主な事業としてはケアマネネットワーク会議の開催、めむろケアカフェの事務局業務を中心に行い、ケアプランの作成に関わるアセスメントの精度維持のための職員の研修も定期的に実施する。

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

居宅介護支援事業所の介護支援専門員・関係機関職員

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

研修や情報提供の場に積極的に参加し、質の高いケアプランの作成・支援の一助とする。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

必要に応じて介護認定を受けて適切な支援が受けられ、高齢者等が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができる。

5.活動指標(手段や活動内容を表す指標)

名 称		単 位
①	ケアマネネットワーク会議実施回数	回
②	めむろケアカフェ開催回数	回
③		

6.対象指標(対象の大きさを表す指標)

名 称		単 位
①	ケアマネネットワーク会議出席者延人数	人
②	めむろケアカフェ出席者延人数	人
③		

7.成果指標(意図の達成度合を表す指標)

名 称		単 位
①	コーディネーター会議でのケアプラン検討延数	件
②		
③		

8.上位成果指標(結果の達成度を表す指標)

名 称		単 位
①	福祉サービスに満足している高齢者の割合	%
②		
③		

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更

 有 (年度から) 無

内 訳		単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (予算)	30年度 (目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	32年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円		10,087	11,000	228,000			
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円		3,362	4,000	76,000			
	一般財源	円		3,795	3,000	88,000			
	事業費計(A)	円	0	17,244	18,000	392,000			
	正職員従事人数	人		4	4				
	人工数(業務量)	年間		0.9096					
	人件費計(B)	円	0	7,494,715					
トータルコスト(A)+(B)		円	0	7,511,959	18,000	392,000			
活動指標		(1) 回		5	6	6			
		(2) 回		9	10	10			
		(3)							
対象指標		(1) 人		134	150	150			
		(2) 人		143	150	150			
		(3)							
成果指標		(1) 件		41	45	50			
		(2)							
		(3)							
上位成果指標		(1) %		46.2	60	60			
		(2)							
		(3)							

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

介護支援専門員は、介護福祉士を中心とした福祉系資格の経験者が多く、近年増加傾向にある複合的な課題を有する介護認定者や、医療依存度の高い高齢者への支援を行ううえで、より専門的な知識を必要とすることが多くなり、研修や情報交換の場に関するニーズが顕在化したため。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

介護支援専門員に限らず、介護領域における人材の育成は今後重要になり、さらには人材不足による質の低下が心配される。また、高齢化の深刻化や社会背景の変化に伴い、国の制度改正や高齢者の抱える課題が変化することが予測される。従って、介護支援専門員においては、より制度の理解や様々な事例に対する対応力が求められるようになることが予測される。

事務事業名	介護支援専門員支援事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 28年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか 高齢者数が年々増加傾向にあり、同時に介護認定者も今後増加することが予測され、支援を行う介護支援専門員の資質向上は、多くの町民の生活の質に関わる事項であり、町の事業として実施する必要があるものと考える。	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】
	2.対象と意図の拡大・縮小余地	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか 介護支援専門員の所属する事業所は、一定の条件を備えて指定された機関であり、同時に介護支援専門員は国家資格であることから、対象を広げることはできない。(一部事業によって対象者は既に拡大している。)介護支援専門員に期待する業務内容も国の定めるものであり意図を拡大・縮小することはできない。	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】
有効性評価	3.成果の向上余地	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか 類似事業ではなく、個々の事業所や介護支援専門員独自の学習等によるものに依存する結果となり、事業所や担当者による格差が生じ、介護認定を受けてサービスを利用する町民の生活に影響する可能性が高い。	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか 事業費は必要最低限必要な消耗品等を計上しており、削減余地はないものと考える。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】
	6.受益と負担の適正化余地	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか 受益・負担を求める性質の事業ではない。	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(29年度以降)の計画

29年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性			
		業務改善		コスト	
29年度の取組	①ケアマネネットワーク会議の開催:芽室町の課題である糖尿病に関する学習の機会の提供。また、ケアプラン作成におけるアセスメント能力向上のため、医療的な視点や医療連携に関する情報提供を実施。 ②めむろケアカフェ事務局業務:町内の居宅支援事業所(介護支援専門員が所属する事業所)や、介護保健施設・医療機関等のスタッフの情報交換スペースとして、「めむろケアカフェ」を定期開催し、それぞれの役割や課題の共有を実施。介護支援専門員の多くが女性であることから、参画しやすい環境づくり(託児など)の提案と実施。	2.改革・改善による期待成果	削減	維持	増加
30年度以降の取組	①ケアマネネットワーク会議・めむろケアカフェの継続開催。 ②町の健康課題や生活課題に沿ったタイムリーな情報提供・意見交換の場の設定。 ③介護支援専門員が参画しやすい環境づくり(託児など)の継続実施。 ④介護支援専門員の後方支援及び、より高度な専門性に関わる支援を実施するため、先進地視察や研修の場を定期的に持つことで、本事業の効果の拡大を目指していく。	向上	○		
		維持			
		低下			

※町民等の意見・要望に対する検討結果

事務事業名		成年後見推進事業		事務事業の性格	毎年繰返事業		開始年度事業期間	平成 27 年度から年度まで		
所属部門	保健福祉課 在宅支援係		課長名	有澤勝昭		担当者名内線番号	赤坂貴明 内線(557)			
総合 計画 体系	基本目標	誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくり			会計区分 予算科目	款	項	目	予算上の事業名	
	政策名	人々が尊重しあう地域社会の実現				一般	3	1	成年後見推進事業	
	施策名	互いに認め合う地域社会の形成								

法令根拠

成年後見制度の利用の促進に関する法律

現状把握の部(Do) → 現在やっていること

◇事務事業の目的と効果

1.手段(事業の概要)

誰もが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すため、認知症や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分となった人が成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを進めるとともに、地域福祉の観点から市民が後見業務の新たな担い手として活動できるよう支援し、成年後見制度の利用促進及び市民後見の推進を図る。

(平成27年度から社会福祉協議会に委託。地域包括支援センター運営支援事業に計上していた委託料を、平成28年度より新規事業で計上)

2.対象(何を対象にしているか～人、公共施設、自然資源など)

- ①将来的に成年後見制度利用と考えられる高齢者や障がいを持つ町民
- ②市民後見人養成研修修了者

3.意図(この事業によって、対象をどのようにしたいか)

- ①認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分となった人が、適切に成年後見制度を利用できるように介入を行うことができる。
- ②市民後見人養成研修修了生に対して、適切なフォローアップを行うことが可能となり、市民後見人として地域での活動を行うことができる。

4.結果(どんな結果に結び付けるのか)

町民が後見業務の新たな担い手として活動することで、地域住民が成年後見制度を適切に利用できる仕組みを整えることができる。また、成年後見実施機関を設置することで、権利擁護に関する一般相談の対応や成年後見制度の普及・啓発、親族後見人等からの相談対応・申立支援などを合わせて行うことで、地域の権利擁護体制の推進ができる。

◇総事業費・指標等の推移

→ 事務事業及び各指標の変更



有 (年度から)



無

内 訳		単位	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (予算)	30年度 (目標)	31年度 (目標)	32年度 (目標)	32年度 (目標)
投 入 量	国・道支出金	円		1,735,000	2,630,000	2,630,000			
	地方債	円							
	その他(使用料等)	円							
	一般財源	円		3,800,000	3,348,000	3,348,000			
	事業費計(A)	円	0	5,535,000	5,978,000	5,978,000			
	正職員従事人数	人		4	4				
	人工数(業務量)	年間		0.1967					
	人件費計(B)	円	0	1,620,724					
トータルコスト(A)+(B)		円	0	7,155,724	5,978,000	5,978,000			
活動指標		(1)回	0	12	12	12			
(2)									
(3)									
対象指標		(1)人	0	5,458	5,600	5,600			
(2)人		0	11	11	20				
(3)		0							
成果指標		(1)回	0	2	2	2			
(2)回		0	52	60	70				
(3)回		0	2	2	2				
上位成果指標		(1)%	49	52	55	55			
(2)									
(3)									

◇事務事業の環境変化

1.この事務事業を開始した背景

認知症高齢者や独居高齢者、身寄りのない方の増加に伴い、成年後見制度の必要性が高まっており、その需要はさらに増大することが見込まれることから、平成26年度に芽室町において市民後見人を養成した。平成23年度より、国庫補助事業として市民後見推進事業が開始となり、権利擁護人材育成事業として一般会計で平成28年度より計上している。

2.事務事業を取り巻く状況と今後の予測(どう変わったか、どうなるか)

市民後見人養成研修終了後、芽室町社会福祉協議会に事業を委託し成年後見支援センターとして活動している。芽室町社会福祉協議会による、法人後見の受任数は5人となっており、市民後見人養成研修修了生が支援にあたっている。成年後見支援センターである芽室町社会福祉協議会が、市民後見人養成研修修了生に対して、フォローアップ研修を行ったり、隨時相談や助言を行うことで、活動支援をすることができている。今後の少子高齢化社会の到来に伴い、さらなる市民後見人の育成と活動支援が求められる。

事務事業名	成年後見推進事業	所属部門	保健福祉課	在宅支援係
◇町民等からの意見・要望 → 町民の声をどう反映させたのかをシート下段の改善・改革の概要に明記				
1.町民等からの意見・要望	<input type="checkbox"/> 意見がある【具体例↓】		<input checked="" type="checkbox"/> 特定できる意見がない	

この事務事業に対して、町民からのホットボイスなどの広聴制度、また、議会や関係者からの意見・要望が寄せられているか

※反映させた具体案はシート下段の改善・改革の概要に明記

評価の部(See) → 28年度実績からみた評価

目的妥当性評価	1.町の関与の必要性 なぜ、この事務事業は税金を投入して、町が行わなければならぬのか	<input checked="" type="checkbox"/> 必要性はある【理由↓】 平成23年6月22日に、介護サービス基盤強化のための介護保険等の一部を改正する法律において、老人福祉法第32条の2に「後見等に関する体制の整備」が新設された。市町村は、人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適切に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。責任が重く、費用対効果が低い責務的内容であり、行政が主体的に行うべき役割である。	<input type="checkbox"/> 必要性はない【理由↓】
	2.対象と意図の拡大・縮小余地 対象・意図を広げたり、逆に狭めたりすることはできないか	<input type="checkbox"/> 拡大・縮小できる【→改革改善案へ】 成年後見制度を必要とする人すべてが対象であり、縮小することはできない。	<input checked="" type="checkbox"/> 拡大・縮小できない【理由↓】
有効性評価	3.成果の向上余地 事務事業の成果指標をさらに伸ばすことができるか	<input checked="" type="checkbox"/> 向上できる【→改革改善案へ】	<input type="checkbox"/> 向上できない【理由↓】
	4.廃止・休止・類似事業との統廃合余地 事務事業を廃止・休止・統廃合した場合、支障があるか	<input checked="" type="checkbox"/> 廃止・休止・統廃合で影響がある【理由↓】 平成23年度より、国庫補助事業の対象となる市町村が実施する事業が明確に規定されている。権利擁護人材支援体制構築事業として1つの事業とみなす必要があり、他の事業と統廃合することができない。	<input type="checkbox"/> 影響がない【→改革改善案へ】
効率性評価	5.事業費(トータルコスト)の削減余地 成果を下げずに事業費・業務時間を縮減する手段・方策はないか	<input type="checkbox"/> 削減できる【→改革改善案へ】 予算計上している事業費は、市民後見人等に係る後見実施機関の運営費として必要なものであり、これにより市民後見人へのフォローアップ、法人後見を受任する体制を整備することができている。	<input checked="" type="checkbox"/> 削減できない【理由↓】
	6.受益と負担の適正化余地 提供すべき対象へ提供できているか、費用負担が適切になっているか	<input checked="" type="checkbox"/> 受益・負担が適正である【理由↓】 相談や支援業務においては、法に定められる機能として受益者負担を求めることは基本的になじまない。成年後見制度普及に関する講演会の開催や、市民後見人養成研修修了生への適切なフォローアップに適切に分配されている。	<input type="checkbox"/> 受益・負担が適正でない【→改革改善案へ】

改革・改善の部(Plan) → 上記の町民等の意見・要望や評価結果を受けた改革案・今後(29年度以降)の計画

29年度の取組	1.改革・改善案の概要(現状で想定される課題や解決策がある場合には合わせて記入)	改革・改善実施の方向性			
		業務改善		コスト	
	判断能力の低下によって、生活上の困難を抱えている人への支援体制を強化していくため、成年後見制度の推進に取り組んでいる。日常生活自立支援事業の支援員として活動している修了生がおり、さらなる法人後見支援員の登録が見込まれている。平成28年度事業を継続すると同時に次のような事業強化を行う。 ①相談窓口の周知 ②市民後見人のフォローアップ体制整備と充実に関わる検討 ③市民後見人の新たな養成に關わる準備	削減	維持	増加	
		向上	○		
		維持			
		低下			
30年度以降の取組	少子高齢化の進行や核家族化により、対象がさらに増加することが予測されるため、相談件数の推移などを鑑みて、必要に応じて委託料や町のフォローアップ体制強化について協議を行う。				
※町民等の意見・要望に対する検討結果					